

改正

平成24年9月6日条例第33号

芳賀町消防団の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 法第9条第3号の規定に基づき、次の消防団を設置する。

芳賀町消防団

2 前項の消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月6日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

名称	設置	管轄区域
芳賀町消防団	芳賀町	芳賀町全域